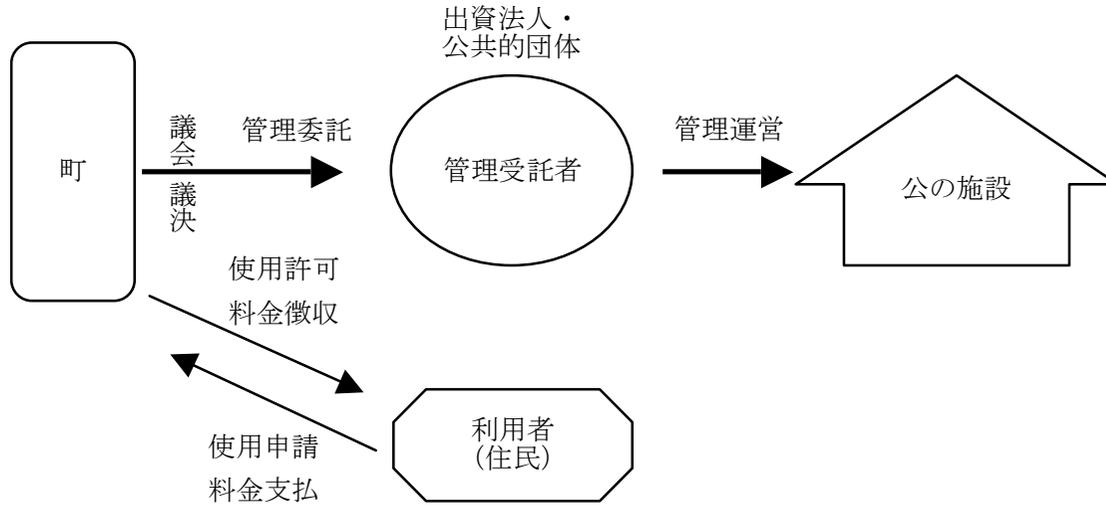


（管理委託制度）

現行



制度の概要

・委託と受託という法律、条例に根拠を持つ公法上の契約関係である。

メリット

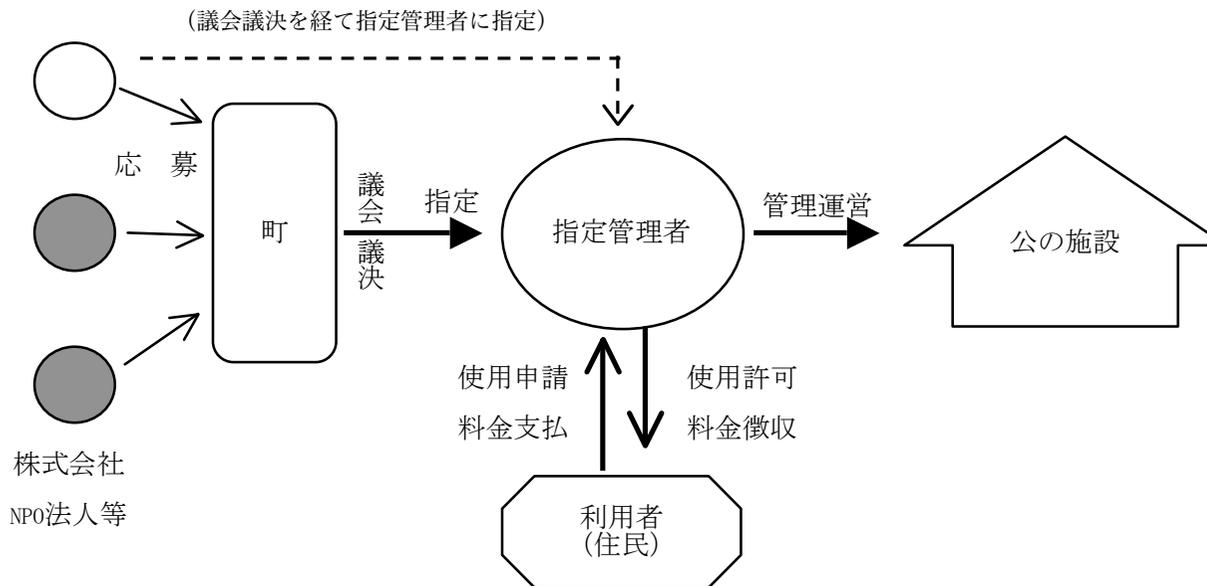
・事業者との連携を図りやすく、町の意向を施設の管理運営に的確に反映できる。

デメリット

・施設の使用を許可する権限は与えられておらず、施設の一元的な管理ができないことから、経費の節減に限界がある。

（指定管理者）

改正後



制度の概要

・最終的な管理権限を町に残したまま、指定した団体に施設の管理運営を代行させる。

メリット

・施設の「使用の許可」などが可能となる。
・質の高いサービス供給が可能となる。
・経費の節減が図られる可能性が高い。